

山形県職員総合土木職インターンシップ交通費助成事業費補助金 Q&A

Q1 誰が申請できますか？

A 山形県職員総合土木職インターンシップ（連続する5日以上）に参加した大学生等が対象です。ただし、山形県・宮城県・福島県・新潟県に居住している方は対象外となります。これら4県以外にお住まいの方がご申請いただけます。

Q2 いくら助成してもらえますか？

A 対象となる交通費の2分の1の金額（100円未満切り捨て）が助成されます。上限は1回あたり20,000円です。（お一人につき、補助金の交付は1回まで）

【例】往復交通費の合計が30,000円の場合 → 15,000円を助成

往復交通費の合計が31,500円の場合 → 15,700円（100円未満切り捨て）を助成

往復交通費の合計が50,000円の場合 → 上限の20,000円を助成

Q3 どのような交通手段が対象になりますか？

A 鉄道・航空機・高速バス※1を利用した場合の交通費が対象です。また、これらの交通機関を含むパック料金も対象となります。

路線バス※2・自動車・タクシーなどの利用経費は対象になりません。

※1 高速バスとは、主に都市間を移動する長距離バス指します。

※2 路線バスとは、市内・町内などの地域内を移動する一般的なバスを指します。

Q4 宿泊費や食費も助成されますか？

A 個別に支払った宿泊費・食費・その他の経費は対象外です。交通費（またはパック料金）のみが助成の対象です。

Q5 往復の経路はどのような経路でもよいですか？

A 居住地から山形県内のインターンシップ実施地までの往復移動が対象です。最短経路などには限定しませんが、当該目的に沿った適切な経路を選択してください。なお、インターンシップ期間中の宿泊地と実施地間の交通費は対象外です。

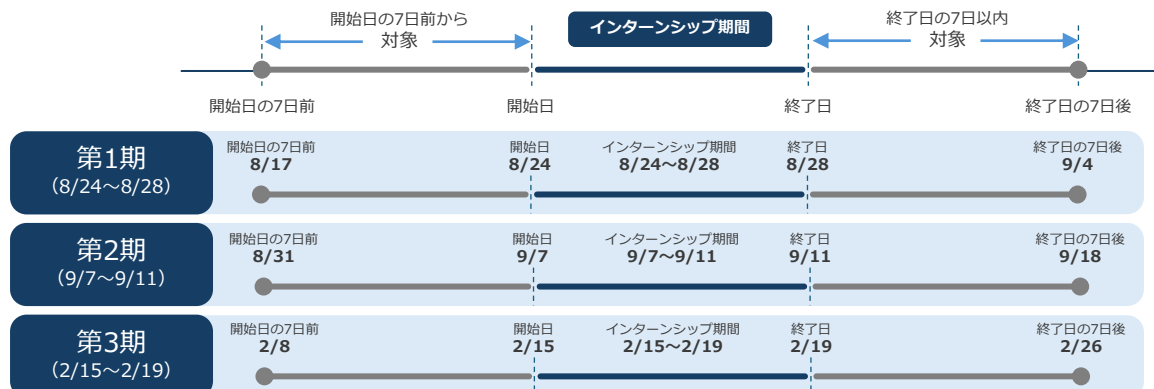
Q6

移動日とインターンシップの日程が離れていても申請できますか？

A

往路はインターンシップ開始日の7日前から開始日までの移動、復路はインターンシップ終了日から7日以内の移動に係る交通費が対象です。

各期の対象期間は以下のとおりです。



※台風・疾病その他のやむを得ない事情により移動時期を変更した場合は、往路・復路ともにインターンシップ開始日・終了日から前後30日以内の移動に係る経費を対象とすることがあります。詳しくはお問い合わせください。

Q7

申請に必要な書類は何ですか？

A

「交通費の支払いを証明する領収書」と「振込先口座の情報が確認できる通帳の写し」などが必要です。電子申請の場合は領収書、通帳などの写真や電子データ、郵送の場合は領収書の原本、通帳の写しなどを提出してください。交通費の領収書はインターンシップ参加後、申請するまで必ず保管してください。

Q8

領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか？

A

支出した金額を証明できない場合は申請を受け付けることができませんので、領収書等は申請時まで大切に保管してください。

Q9

いつまでに申請する必要がありますか？

A

インターンシップ終了日から3か月以内に申請してください。ただし、令和9年3月15日を過ぎた申請は受け付けられません。3か月以内であっても令和9年3月15日が先に到来する場合はその日が期限となりますのでご注意ください。先着順で受付を行い、予算額に達した時点で受付を終了しますので、お早めに申請ください。

各期の申請期限は以下のとおりです。

- ・第1期（8月24日～28日）：令和8年11月27日まで
- ・第2期（9月7日～11日）：令和8年12月10日まで
- ・第3期（2月15日～19日）：令和9年3月15日まで

Q10

どこにどのように申請すればよいですか？

A

申請窓口は山形県県土整備部県土整備企画課です。申請方法は原則として電子申請ですが、郵送による申請も可能です。

【電子申請】



※電子申請フォーム
はこちら

【郵送申請】



〒990-8570
山形市松波二丁目8番1号
山形県 県土整備部 県土整備企画課
インターンシップ交通費助成事業費補助金担当 行
※申請書様式のダウンロードはこちら